

# 宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金

## 申請要領

2022年12月20日時点版

### 【概要】

コロナ禍における原油価格高騰による経費の増加を取引価格に転嫁することが困難な運送事業者に対し、原油価格高騰の影響を緩和し、事業継続を支援するため、対象車両の台数に応じて支援金を交付します。

### 【申請期限】

令和5年2月10日（金） **[必着]**

### 【申請書類一式提出先】

#### ◆ 電子申請

URL <https://logoform.jp/form/ij37/185624>



電子申請システム

#### ◆ 郵送先

〒811-3492(住所不要) 宗像市商工観光課商工係あて

### 【申請様式】

宗像市ホームページよりダウンロードできます。

HP <http://www.city.munakata.lg.jp/w045/040/020/010/20221125115740.html>



宗像市HP

### 【問い合わせ先】

宗像市産業振興部 商工観光課 商工係

TEL：0940-36-0037

※受付時間9：00～17：00（土日祝日を除く）

Mail：keizoku@city.munakata.lg.jp

※本申請要領は、今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

# 1. 用語の定義

◆ **道路運送事業** 次のいずれかに該当する事業のことをいう。

① **貨物自動車運送事業（トラック運送事業者等）**

貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

② **一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業等）**

道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

③ **一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー等）**

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業

④ **自動車運転代行業**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業

◆ **運送事業者**

市内で道路運送事業を営む中小企業者<sup>(※1)</sup>及び特定非営利活動法人<sup>(※2)</sup>のことをいう。

(※1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する者

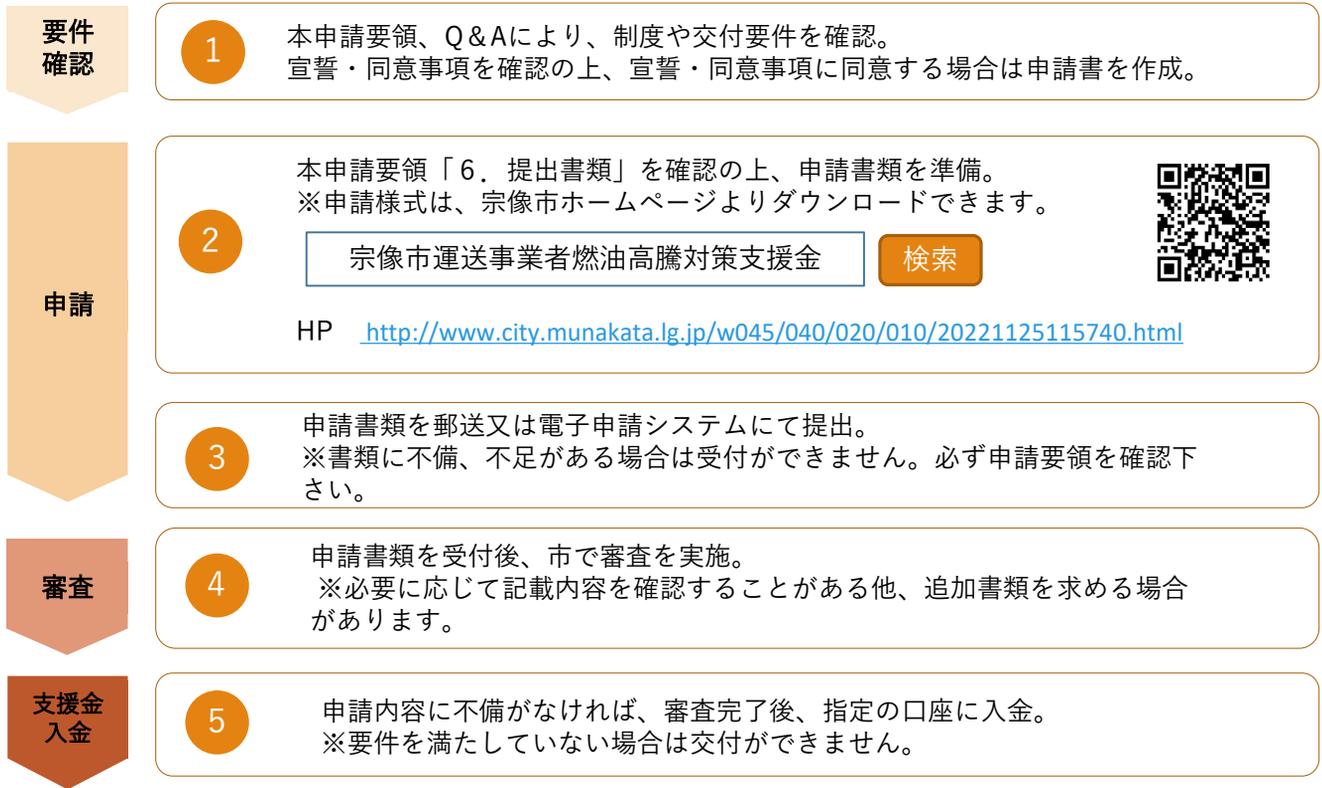
(※2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に定める収益事業を行っていて、認定特定非営利活動法人でない者。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人は従業員数が上記中小企業基本法第2条第1項の中小企業者の範囲内であること。

# 2. 対象者

令和4年12月1日時点で宗像市内に事業所、店舗を有する運送事業者で、次の要件すべてを満たす者。

- (1) 令和4年12月1日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する者  
※ただし、令和4年5月1日から令和4年12月1日の期間中に許可等を取得した場合、支援金交付額は、許可等取得月から令和5年3月までの月数に応じて月割りで算定。（詳細は4ページ参照）
- (2) 支援金の交付を受けた後も、市内で道路運送事業を継続する意思を有する者
- (3) 宗像市税に滞納のない者
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ・ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
  - ・ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - ・ その他支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

### 3. 申請の流れ



### 4. 申請方法

次のいずれかにより申請してください。

#### 電子申請の場合

<https://logoform.jp/form/ij37/185624>

※1つのファイルの最大容量は100MB、1回の申請で添付できる容量は最大100MBとなります。

※申請受付後、受付完了メールが自動配信されますので、メールを必ずご確認ください。

※画像のファイル形式が「HEIF」形式のデータを電子申請に添付することはできません。



電子申請システム

#### 郵送申請の場合

〒811-3492（住所不要） 宗像市商工観光課商工係あて

※封筒には「燃油高騰対策支援金書類在中」と朱記し、必ず申請者住所・申請者名を記載してください。

※郵送料は申請者負担となります。

※郵送事故については、本市では責任を負いかねます。必要に応じて、追跡可能な郵便（書留郵便）で郵送してください。

※申請期限は令和5年2月10日（金）**[必着]**です。申請手続きはお早めをお願いします。

## 5. 対象車両・交付額

令和4年12月1日時点で事業用車両として登録している車両1台あたり下表の金額とする。

- ◆車検証の「使用者の氏名又は名称」が申請者と一致すること（リース契約含む）。
- ◆車検証の「使用の本拠の位置」が宗像市内の住所であること。
- ◆本支援金と同一の目的、もしくは補助対象として燃油費を算定した期間が令和4年4月から令和5年3月までと重複する宗像市の補助金、助成金その他これらに類するものと重複する場合は対象外。
- ◆道路運送事業に必要な許可等を令和4年5月1日から令和4年12月1日の期間中に取得した場合、区分ごとの交付額に、許可等取得月から令和5年3月までの月数を乗じ、12ヶ月で除して算定する。

（例）令和4年9月15日に貨物自動車運送事業の許可を取得した場合

普通車：117,000円×3台＝351,000円（A）

小型車：21,000円×2台＝42,000円（B）

合計：（A）＋（B）＝393,000円（C）

交付額：（C）× $\frac{7}{12}$ ヶ月＝229,000円（千円未満切り捨て）

区分	1台あたり交付額	自動車検査証または軽自動車届出済証の記載事項				
		自動車の種別（※1）	用途	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	使用者の氏名又は名称
①貨物自動車運送事業（トラック運送事業者等）	117,000円	普通	貨物、特種、乗用	事業用（※2）	宗像市内の住所であること	交付対象者と一致すること
	21,000円	小型				
	15,000円	軽自動車	貨物、特種、乗用、軽二輪			
②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業等）	38,000円	普通 小型 軽自動車	乗合	自家用	宗像市内の住所であること	交付対象者と一致すること
③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー等）	38,000円		乗用			
④自動車運転代行業（※3）	22,000円			自家用		

（※1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車の種別とし、特殊自動車、被けん引車は対象外とする。

（※2）①～③はすべて事業用車両（緑、黒ナンバー）に限る。

（※3）登録車両（随伴用車両）に限る。

## 6. 提出書類

次の表を確認し、申請に必要な書類を提出してください。事業内容により提出する書類が異なりますので注意してください。

必要書類		①貨物自動車 運送事業 (トラック運送 事業者等)	②一般貸切旅 客自動車運送 事業(貸切バス 事業者等)	③一般乗用 旅客自動車 運送事業 (タクシー、介 護タクシー等)	④自動車運 転代行業
1	支援金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○
2	宣誓・同意書(様式第2号)	○	○	○	○
3	交付対象車両一覧 (様式第3号)	○	○	○	○
4	運輸局からの自動車運送事業の許可書 または更新許可書等いずれかの写し ※貨物軽自動車運送事業は受付印のある届 出書等の写し	○	○	○	—
5	公安委員会からの自動車運転代行業の 認定証の写し	—	—	—	○
6	交付対象車両全ての写真(車両ナンバー が確認できること) ※自動車運転代行業は車両ナンバー及び車 体に掲示する認定番号が確認できること	○	○	○	○
7	交付対象車両全ての自動車検査証また は軽自動車届出済証の写し ※「使用者の氏名又は名称」が申請者と一 致し、「使用の本拠の位置」が宗像市内で あること	○	○	○	○
8	【法人】履歴事項全部証明書の写し ※直近3ヶ月以内に発行されたもの 【個人】本人確認書類の写し(運転免 許証、保険証等)	○	○	○	○
9	宗像市内に事業所等があることが確認 できる書類の写し(開業届、直近の確定 申告書等) ※【法人】履歴事項全部証明書で確認でき る場合は提出不要	○	○	○	○
10	振込先通帳の写し 金融機関コード、支店コード、口座種 別、口座番号、口座名義人の情報がわ かるもの ※申請者名義(法人にあっては法人名義) のものに限る	○	○	○	○

※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 7. 申請にあたっての留意事項

この支援金は、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）、宗像市運送事業者燃油高騰対策支援金交付要綱及び本申請要領によりますが、特に次の点にご留意ください。

- ◆ 支援金の交付は、事業者ごとに1回のみとします。追加で申請することはできませんので、申請の際は漏れのないようにご注意ください。
- ◆ 市内に複数事業所等がある場合は、まとめて事業者ごとに申請してください。なお、申請書兼請求書（様式第1号）の事業所住所については代表のものとして1つ記載してください。
- ◆ 本支援金と同一の目的、もしくは交付対象として燃油費の算定期間が令和4年4月から令和5年3月までの宗像市の補助金、助成金その他これらに類するものと重複して受給する場合は対象外となります。
- ◆ 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。
- ◆ 支援金の交付に係る関係書類は支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和10年3月31日まで）保存しなければなりません。申請受付後、書類は返却しませんので、必ずコピーをとったうえでご提出下さい。

## 8. 問い合わせ先

宗像市産業振興部 商工観光課 商工係

TEL：0940-36-0037 ※受付時間9：00～17：00（土日祝日を除く）

Mail：keizoku@city.munakata.lg.jp